自転車駐車場の附置等に関する手引　新旧対照表

※赤字下線部分が改正部分

現行

この手引は、横浜市内において自転車の大量の駐車需要を生じさせる集客施設（遊技場、小売店舗、飲食店、スポーツ施設、銀行、病院など）及び共同住宅等を新築、又は増築しようとする際に必要となる「横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例（以下「条例」という。）」及び同条例施行規則に基づく手続についてまとめたものです。各種手続を行う際には、この手引を参照していただくとともに、手続が円滑に行われるためにも、お早めに道路局窓口までご相談ください。

自転車駐車場の附置等に関する手続は、各自治体で異なります。横浜市以外に立地する集客施設や共同住宅等に係る手続を行う際には、あらかじめ当該地において都道府県・政令指定都市にご相談ください。

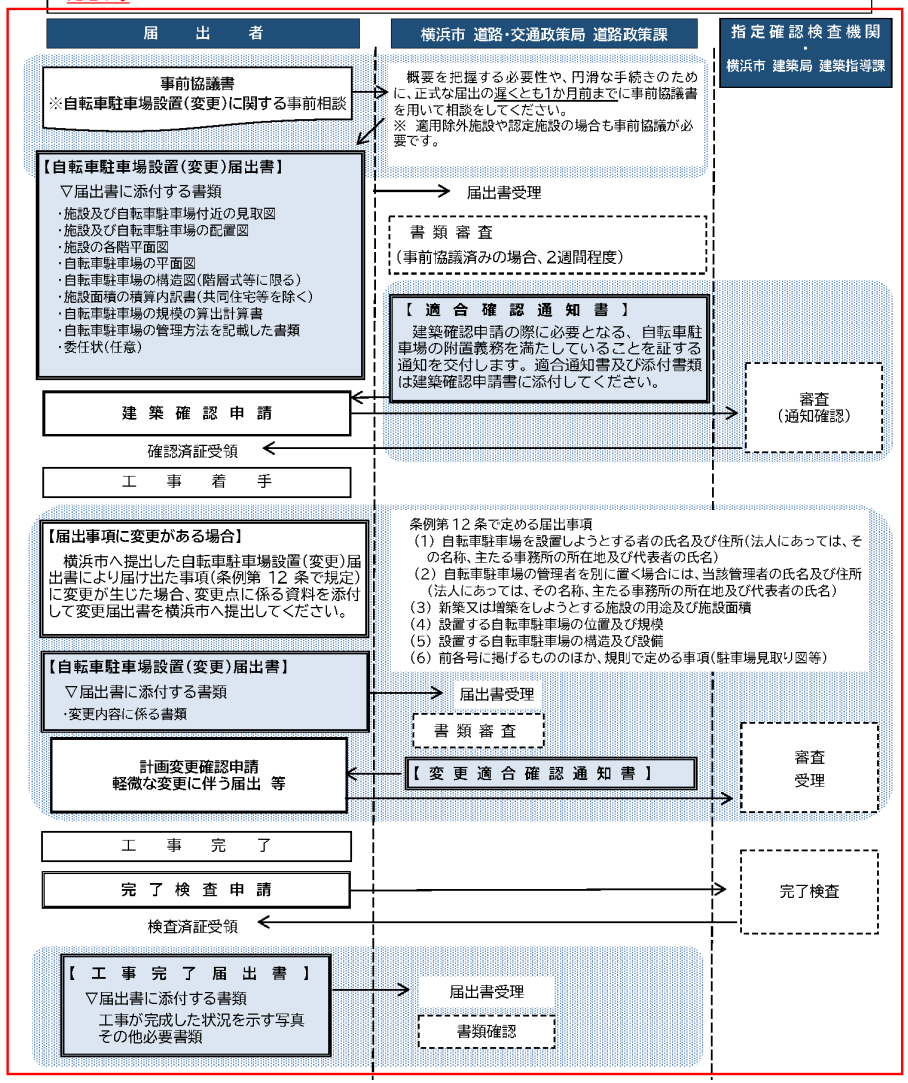

改正後

この手引は、横浜市内において自転車の大量の駐車需要を生じさせる集客施設（遊技場、小売店舗、飲食店、スポーツ施設、銀行、病院など）及び共同住宅等を新築、又は増築しようとする際に必要となる「横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例（以下「条例」という。）」及び同条例施行規則に基づく手続についてまとめたものです。

〈 条 例 手 続 の 流 れ 〉

施設の新築・増築の計画

→ 条例の対象外（手続不要）

書類提出の前に、ホームページの「書類提出・相談等」を併せてご確認ください。
ホームページは「横浜市　自転車　附置義務」で検索してください。

事前協議（電子メール可）　　所要期間
※電子メール送付時には電話で到達確認をしてください。
【提出書類】
① 事前協議書（ホームページからダウンロードしてください。）
② 「1－4　自転車駐車場の設置の届出」に記載する届出書及び添付書類一式
20 開庁日程度

↓ 指摘事項の修正（届出者）

正式な届出（2部提出。紙媒体のみ。郵送可。）　　所要期間
【提出書類】
「1－4　自転車駐車場の設置の届出」に記載する届出書及び添付書類一式
10 開庁日程度

↓

副本返却及び適合確認通知書交付
適合確認通知書とは、届出された自転車駐車場が条例の要件を満たしていることを証するものです。

（変更が無い場合、工事完了前の手続は以上です。）

建築確認申請

【変更の事前協議】提出書類について不備が無いか相談をしてください。（電子メール可）

変更の届出（2部提出。紙媒体のみ。郵送可）　　所要期間
【提出書類】
「1－5　自転車駐車場の変更の届出」に記載する届出書及び添付書類一式
10 開庁日程度
（協議済の場合）

工事完了 ← 副本返却及び変更適合確認通知書の交付

工事完了届出（1部提出。紙媒体のみ。郵送可）　　所要期間
【提出書類】
「1－6　自転車駐車場の工事完了の届出」に記載する届出書及び添付書類一式
10 開庁日程度
（不備なしの場合）

※工事完了届出書の提出部数について、条例規定上は1部ですが、2部提出いただければ、受付処理印を押したものを1部返却することが可能です。なお、書類の返却は内容確認の後になります。
※工事完了届提出後の管理については「1－7　自転車駐車場の管理」をご確認ください。

自転車駐車場の附置等に関する手引　新旧対照表

目　次

1 自転車駐車場の附置等に関する条例について ... - 3 -
1—1 根拠法令 ... - 3 -
1－2 自転車駐車場の附置義務とは ... - 3 -
1－3 事前協議 ... - 3 -
1－4 自転車駐車場の設置の届出 ... - 4 -
1－5 大規模小売店舗立地法の届出に係る駐輪場の確保 ... - 5 -
2 集客施設に対する附置義務 ... - 6 -
2－1 集客施設の附置義務対象施設 ... - 6 -
2－2 集客施設の附置義務台数 ... - 7 -
2－3 附置義務台数の算定にあたっての施設面積の考え方など ... - 9 -
2－4 適用除外施設 ... - 11 -
2－5 附置義務台数の特例 ... - 12 -
3 共同住宅等の附置義務 ... - 13 -
3－1 共同住宅等の附置義務台数 ... - 13 -
3－2 共同住宅等の適用除外施設 ... - 13 -
4 自転車駐車場の設置に関する技術的基準など ... - 14 -
4－1 配置 ... - 14 -
4－2 駐車区画の構造及び設備 ... - 14 -
4－3 通路の構造及び設備 ... - 14 -
4－4 集客施設における自転車駐車場の位置及び表示設備の設置 ... - 15 -
4－5 共同住宅等における自転車駐車場の位置及び利用方法の表示 ... - 15 -
4－6 自転車駐車場の管理 ... - 15 -
4－7 所有者等の責務 ... - 15 -
4－8 シェアサイクルポートの取扱い ... - 15 -
5 自転車駐車場の工事完了の届出 ... - 16 -
6 条例違反に対する措置命令など ... - 16 -
第1号様式 自転車駐車場設置(変更)届出書(集客施設用) 記載例 ... - 18 -
第2号様式 自転車駐車場設置(変更)届出書(共同住宅等用) 記載例 ... - 19 -
第7号様式 工事完了届出書 記載例 ... - 20 -
自転車駐車場の管理方法を記載した書類 記載例 ... - 21 -

目　次

1 自転車駐車場の附置等に関する条例について ... - 3 -
1—1 根拠法令 ... - 3 -
1－2 自転車駐車場の附置義務とは ... - 3 -
1－3 事前協議 ... - 3 -
1－4 自転車駐車場の設置の届出 ... - 4 -
1－5 自転車駐車場の変更の届出 ... - 5 -
1－6 自転車駐車場の工事完了の届出 ... - 5 -
1－7 自転車駐車場の管理 ... - 5 -
1－8 大規模小売店舗立地法の届出に係る駐輪場の確保 ... - 5 -
2 集客施設に対する附置義務 ... - 6 -
2－1 集客施設の附置義務対象施設 ... - 6 -
2－2 集客施設の附置義務台数 ... - 7 -
2－3 附置義務台数の算定にあたっての施設面積の考え方など ... - 9 -
2－4 適用除外施設 ... - 11 -
2－5 附置義務台数の特例 ... - 12 -
3 共同住宅等の附置義務 ... - 13 -
3－1 共同住宅等の附置義務台数 ... - 13 -
3－2 共同住宅等の適用除外施設 ... - 13 -
4 自転車駐車場の設置に関する技術的基準など ... - 14 -
4－1 配置 ... - 14 -
4－2 駐車区画の構造及び設備 ... - 14 -
4－3 通路の構造及び設備 ... - 15 -
4－4 集客施設における自転車駐車場の位置及び表示設備の設置 ... - 15 -
4－5 共同住宅等における自転車駐車場の位置及び利用方法の表示 ... - 15 -
4－6 自転車駐車場の管理 ... - 15 -
4－7 所有者等の責務 ... - 15 -
4－8 シェアサイクルポートの取扱い ... - 16 -
4－9 大型自転車の駐車への配慮 ... - 17 -
5 条例違反に対する措置命令など ... - 17 -
第1号様式 自転車駐車場設置(変更)届出書(集客施設用) 記載例 ... - 19 -
第2号様式 自転車駐車場設置(変更)届出書(共同住宅等用) 記載例 ... - 20 -
第7号様式 工事完了届出書 記載例 ... - 21 -
自転車駐車場の管理方法を記載した書類 記載例 ... - 22 -

自転車駐車場の附置等に関する手引　新旧対照表

1 自転車駐車場の附置等に関する条例について

1―1 根拠法令

「横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成 30 年 3 月制定、以下「条例」という）」は、同施行規則とともに、自転車の大量の駐車需要を生じさせる集客施設及び共同住宅等における自転車駐車場の設置及び管理について、必要な事項（対象施設、設置基準など）を定めています。

集客施設に対する附置義務は「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（以下「自転車法」という）」第5条第4項を根拠法令としており、共同住宅等に対する附置義務は当条例を根拠としています。

1－2 自転車駐車場の附置義務とは

条例で定められた指定区域内で、一定規模以上の自転車の大量の駐車需要を生じさせる集客施設（遊技場、小売店舗、飲食店、スポーツ施設、銀行、病院など）及び共同住宅等を新築又は増築する場合、施設の建築主はその敷地内（集客施設については、施設の敷地からの歩行距離がおおむね 50 メートル以内の場所でも可）に、条例で定められた基準に従い算定した台数以上の自転車駐車場を設置しなければなりません。ただし、自転車駐車場は利用者の利便性等を考慮し、可能な限り敷地内に設けるようにしてください。また敷地外に駐車場を設ける場合は、設置予定場所の使用が可能であることを示す書類（契約書・土地登記事項証明書等）をご提出いただく必要があります。

附置義務対象区域（指定区域）	都市計画法上の市街化区域
附置義務対象者（設置の届出者）	対象となる施設の設置者（所有者） 設置者とは、当該施設の所有者をいい、賃借権・使用借権を有する者等は含まれません。法人の場合は、その代表権を有する者の氏名としており、代表権のない取締役等は施設の建築主である法人の代表者にはなれないので注意してください。コンサルタント等、業務委託を受けて手続を進める場合は、必ず施設の建築主の了解を得てから手続を始めてください。
附置義務対象行為	平成 31（2019）年4月1日（適用日）以降に、 ○ 新築 ○ 増築 の建築確認申請（又は計画通知）を行った建物に、自転車駐車場の設置が義務付けられます。 適用日より前に新築又は増築の建築確認申請又は計画通知を行ったとしても、令和3年（2021）年4月1日より前に工事に着手しなければ、自転車駐車場の設置が義務付けられます。 適用日より前に工事に着手した施設も、利用者又は居住者のために自転車駐車場の設置をお願いしています。

1－3 事前協議

新築又は増築する施設が、自転車駐車場の附置義務対象になるか、附置義務台数や技術的基準への適合について確認するため、事前協議をお願いします。

次の事例に当てはまる場合は、手引の内容をご確認の上、ご相談ください。

▽集客施設で、施設面積※が 300 ㎡以上のものを新築又は増築する場合

※ 対象施設の用途・規模については、「2―1集客施設の附置義務対象施設」をご参照ください。

例：【単一用途施設】小売店舗、飲食店、診療所等で施設面積が 400 ㎡以上のもの、遊技場、学習施設等で施設面積が 300 ㎡以上のもの、スポーツ施設で施設面積が 500 ㎡以上のもの

▽共同住宅等で、住戸総数が 10 戸以上のものを新築又は増築する場合

※ 集客施設の施設面積の考え方については、「2－3附置義務台数の算定にあたっての施設面積の考え方など」に示しているので、ご参照ください。

届出書の提出を予定している場合には、内容の事前確認のため、届出書一式を用意し、必ず事前協議をお願いします。

1 自転車駐車場の附置等に関する条例について

1―1 根拠法令

「横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成 30 年 3 月制定、以下「条例」という）」は、同施行規則とともに、自転車の大量の駐車需要を生じさせる集客施設及び共同住宅等における自転車駐車場の設置及び管理について、必要な事項（対象施設、設置基準など）を定めています。

集客施設に対する附置義務は「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（以下「自転車法」という）」第5条第4項を根拠法令としており、共同住宅等に対する附置義務は当条例を根拠としています。

1－2 自転車駐車場の附置義務とは

条例で定められた指定区域内で、一定規模以上の自転車の大量の駐車需要を生じさせる集客施設（遊技場、小売店舗、飲食店、スポーツ施設、銀行、病院など）及び共同住宅等を新築又は増築する場合、施設の建築主はその敷地内（集客施設については、施設の敷地からの歩行距離がおおむね 50 メートル以内の場所でも可）に、条例で定められた基準に従い算定した台数以上の自転車駐車場を設置しなければなりません。ただし、自転車駐車場は利用者の利便性等を考慮し、可能な限り敷地内に設けるようにしてください。また敷地外に駐車場を設ける場合は、設置予定場所が、対象となる施設の供用期間中使用可能であることを示す書類（契約書・土地登記事項証明書等）をご提出いただく必要があります。

附置義務対象区域（指定区域）	都市計画法上の市街化区域
附置義務対象者（設置の届出者）	対象となる施設の設置者（所有者） 設置者とは、当該施設の所有者をいい、賃借権・使用借権を有する者等は含まれません。法人の場合は、その代表権を有する者の氏名としており、代表権のない取締役等は施設の建築主である法人の代表者にはなれないので注意してください。コンサルタント等、業務委託を受けて手続を進める場合は、必ず施設の建築主の了解を得てから手続を始めてください。
附置義務対象行為	平成 31（2019）年4月1日（適用日）以降に、 ○ 新築 ○ 増築 の建築確認申請（又は計画通知）を行った建物に、自転車駐車場の設置が義務付けられます。 適用日より前に新築又は増築の建築確認申請又は計画通知を行ったとしても、令和3年（2021）年4月1日より前に工事に着手しなければ、自転車駐車場の設置が義務付けられます。 適用日より前に工事に着手した施設も、利用者又は居住者のために自転車駐車場の設置をお願いしています。

1－3 事前協議

新築又は増築する施設が、自転車駐車場の附置義務対象になるか、附置義務台数や技術的基準への適合について確認するため、事前協議をお願いします。

次の事例に当てはまる場合は、手引の内容をご確認の上、ご相談ください。

▽集客施設で、施設面積※が 300 ㎡以上のものを新築又は増築する場合

※ 対象施設の用途・規模については、「2―1集客施設の附置義務対象施設」をご参照ください。

例：【単一用途施設】小売店舗、飲食店、診療所等で施設面積が 400 ㎡以上のもの、遊技場、学習施設等で施設面積が 300 ㎡以上のもの、スポーツ施設で施設面積が 500 ㎡以上のもの

▽共同住宅等で、住戸総数が 10 戸以上のものを新築又は増築する場合

※ 集客施設の施設面積の考え方については、「2－3附置義務台数の算定にあたっての施設面積の考え方など」に示しているので、ご参照ください。

届出書の提出を予定している場合には、内容の事前確認のため、届出書一式を用意し、必ず事前協議をお願いします。（内容の確認に 20 開庁日程度いただきます。）

自転車駐車場の附置等に関する手引　新旧対照表

1－4　自転車駐車場の設置の届出

この条例により自転車駐車場を設置しようとする場合は、対象となる施設の建築主が、確認申請又は計画通知までに次の書類を添付して届出を行ってください。届出受付後、2 週間程度で適合確認通知書を交付します。建築確認申請時に適合確認通知書を添付してください。

自転車駐車場設置（変更）の届出⇒届出書（第1号様式（集客施設用）又は第2号様式（共同住宅等用））
に次の書類を添付し、正副2部提出

（1）施設及び自転車駐車場付近の見取図（縮尺 5,000 分の1以上）
（2）施設及び自転車駐車場の配置図（方位、出入口並びに駐車区画の位置及び寸法並びに場内通路及び場外通路の位置及び幅員を明示したもの・縮尺 300 分の1以上）
（3）施設の各階平面図（方位並びに施設の各室の用途及び面積を明示したもの・縮尺 300 分の1以上）
（4）自転車駐車場の平面図（方位、出入口並びに駐車区画の位置及び寸法並びに場内通路及び場外通路の位置及び幅員を明示したもの・縮尺 200 分の1以上）
（5）自転車駐車場の構造図（階層式の自転車駐車場又はラック等の特殊な器具を用いる自転車駐車場に限る。縮尺 100 分の1以上）
（6）施設面積の積算内訳書（共同住宅等を除く。）
（7）昇降機の構造図（設置する場合に限る。）
（8）自転車駐車場の規模の算出計算書
（9）自転車駐車場の管理方法を記載した書類
（10）委任状（任意）

※　ラック等の器具を使用する場合、ラックのカタログ等、仕様が分かる資料（5）を添付してください。
※　場外通路の一部に昇降機を使用する場合は、昇降機の各寸法等がわかる（7）構造図を添付してください。
※　「自転車駐車場設置（変更）届出書」及び「（8）自転車駐車場の規模の算出計算書」（集客施設用）は、ホームページからダウンロードして作成してください。（その他は任意の書類で構いません。）
※　（9）管理方法を記載した書類はホームページの記載例を参照してください。
※　届出者以外が届出書等記載事項を訂正する場合は（10）委任状が必要です。
※　敷地外に自転車駐車場を設ける場合は、設置予定場所の使用が可能であることを示す書類（契約書・土地登記事項証明書等）を提出してください。
※　集客施設と共同住宅等の複合施設の場合は、それぞれの用途ごとに届出を行う必要があります。
※　A3 判以上の図面は A4 判に折り、左綴じとしてください。

◆ 増築の場合

施設の増築を行う際に附置義務対象となるのは、以下の場合です。

・集客施設で、増築の工事の完了後の当該施設全体の施設面積が表1（い）欄に掲げる規模のものである場合※
・共同住宅等で、増築の工事の完了後の規模が 10 戸・室以上である場合
※　複合用途施設においては、それぞれの用途で附置義務台数を算定し、その合計が 20 台以上の場合

設置が必要な台数は、工事の完了後の当該施設全体（不適用部分を除く）で算定した附置義務台数から、当該施設に係る既存の自転車駐車場の収容台数を減じた台数となります。

増築完了後の施設全体（不適用部分を除く）※1で算定した附置義務台数 － 既存の自転車駐車場※2 収容台数 ＝ 新たに設置が必要な台数※3

※1　不適用部分とは、P.3 の「附置義務対象行為」適用前の既存施設部分となります。
※2　既存の自転車駐車場については、届出の際に収容台数や寸法等の技術的基準に適合していることが確認できる資料を添付してください。なお、技術的基準への適合が確認できないものについては、収容台数から除きます。
※3　0台の場合でも、施設全体として附置義務台数が生じる場合は届出が必要です。

1－4　自転車駐車場の設置の届出

この条例により自転車駐車場を設置しようとする場合は、対象となる施設の建築主が、確認申請又は計画通知までに次の書類を添付して届出を行ってください。届出受付後、10 開庁日程度で適合確認通知書を交付します。建築確認申請時に適合確認通知書を添付してください。

自転車駐車場設置（変更）の届出⇒届出書（第1号様式（集客施設用）又は第2号様式（共同住宅等用））
に次の書類を添付し、正副2部提出

（1）施設及び自転車駐車場付近の見取図（縮尺 5,000 分の1以上）
（2）施設及び自転車駐車場の配置図（方位、出入口並びに駐車区画の位置及び寸法並びに場内通路及び場外通路の位置及び幅員を明示したもの・縮尺 300 分の1以上）
（3）施設の各階平面図（方位並びに施設の各室の用途及び面積を明示したもの・縮尺 300 分の1以上）
（4）自転車駐車場の平面図（方位、出入口並びに駐車区画の位置及び寸法並びに場内通路及び場外通路の位置及び幅員を明示したもの・縮尺 200 分の1以上）
（5）自転車駐車場の構造図（階層式の自転車駐車場又はラック等の特殊な器具を用いる自転車駐車場に限る。縮尺 100 分の1以上）
（6）施設面積の積算内訳書（共同住宅等を除く。）
（7）昇降機の構造図（設置する場合に限る。）
（8）自転車駐車場の規模の算出計算書
（9）自転車駐車場の管理方法を記載した書類
（10）委任状（任意）

※　ラック等の器具を使用する場合、ラックのカタログ等、仕様が分かる資料（5）を添付してください。
※　場外通路の一部に昇降機を使用する場合は、昇降機の各寸法等がわかる（7）構造図を添付してください。
※　「自転車駐車場設置（変更）届出書」及び「（8）自転車駐車場の規模の算出計算書」（集客施設用）は、ホームページからダウンロードして作成してください。（その他は任意の書類で構いません。）
※　（9）管理方法を記載した書類はホームページの記載例を参照してください。
※　届出者以外が届出書等記載事項を訂正する場合は（10）委任状が必要です。
※　敷地外に自転車駐車場を設ける場合は、設置予定場所が対象となる施設の供用期間中使用可能であることを示す書類（契約書・土地登記事項証明書等）を提出してください。
※　集客施設と共同住宅等の複合施設の場合は、それぞれの用途ごとに届出を行う必要があります。
※　A3 判以上の図面は A4 判に折り、左綴じとしてください。

◆ 増築の場合

施設の増築を行う際に附置義務対象となるのは、以下の場合です。

・集客施設で、増築の工事の完了後の当該施設全体の施設面積が表1（い）欄に掲げる規模のものである場合※
・共同住宅等で、増築の工事の完了後の規模が 10 戸・室以上である場合
※　複合用途施設においては、それぞれの用途で附置義務台数を算定し、その合計が 20 台以上の場合

設置が必要な台数は、工事の完了後の当該施設全体（不適用部分を除く）で算定した附置義務台数から、当該施設に係る既存の自転車駐車場の収容台数を減じた台数となります。

増築完了後の施設全体（不適用部分を除く）※1で算定した附置義務台数 － 既存の自転車駐車場※2 収容台数 ＝ 新たに設置が必要な台数※3

※1　不適用部分とは、P.3 の「附置義務対象行為」適用前の既存施設部分となります。
※2　既存の自転車駐車場については、届出の際に収容台数や寸法等の技術的基準に適合していることが確認できる資料を添付してください。なお、技術的基準への適合が確認できないものについては、収容台数から除きます。
※3　0台の場合でも、施設全体として附置義務台数が生じる場合は届出が必要です。

自転車駐車場の附置等に関する手引　新旧対照表

1－5　大規模小売店舗立地法の届出に係る駐輪場の確保

大規模小売店舗（店舗面積 1,000 ㎡超）を新設・変更する場合は、別途「大規模小売店舗立地法」及び「横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱」に基づく手続きが必要となり、「横浜市大規模小売店舗立地法運用基準」による設置が求められます。

＜大規模小売店舗立地法に係る協議・問合せ先＞
経済局商業振興課　TEL：045-671-3488
【横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引】（横浜市経済局ホームページ）
https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/horei/horitsu/rittihou/

なお、条例で定められた基準に従い算出した台数の自転車駐車場設置に関する届出は、上記手続とは別に行う必要がありますのでご注意ください。

1－5　自転車駐車場の変更の届出

「1－4　自転車駐車場の設置の届出」において届け出た事項を変更しようとする場合は、次の書類を添付して届出を行ってください。届出受付後、10 開庁日程度で変更適合確認通知書を交付します。なお、事前に変更内容について相談をしてください。電子メールでの相談も可能です。

自転車駐車場設置（変更）の届出⇒届出書（第1号様式（集客施設用）又は第2号様式（共同住宅等用））
に次の書類を添付し、正副2部提出

（1）変更した事項の一覧が分かる書類（任意様式。箇条書き程度）
（2）前回の届出時と対照して変更となる書類（変更後の書類であると分かるように明記ください。）
（3）（2）の前回届出時の書類（変更前の書類であると分かるように明記ください。）
（4）委任状（任意）

1－6　自転車駐車場の工事完了の届出

「1－4　自転車駐車場の設置の届出」を行い、附置義務による自転車駐車場の設置工事を完了した場合は、完了届を提出してください。完了届の内容の審査には 10 開庁日程度かかります。**なお、前回の届出時に届け出た事項に変更が生じている場合は、事前に「1－5　自転車駐車場の変更の届出」が必要です。**

設置工事完了の届出　⇒　工事完了届（第7号様式）に以下の資料を添付して提出
添付資料：⑴ 適合確認通知書の写し
⑵ 建築基準法に基づく検査済証の写し
⑶ 工事が完了した状況を示す自転車駐車場の写真
（出入口・通路の幅員・駐車区画・昇降機等の技術的基準に適合していることがわかるもの）

※「工事完了届出書（第7号様式）」は、ホームページからダウンロードして作成してください。
※ホームページに「完了届に必要な写真について」という資料を掲載していますので、ご確認ください。

1－7　自転車駐車場の管理

附置義務規定により自転車駐車場を設置している者又はその管理者は、当該自転車駐車場の敷地、構造及び設備並びに規模について、常時その設置の目的に適合するように管理しなければなりません（条例第16条）。

工事完了届出提出後に自転車駐車場の計画を変更する場合、条例に定める手続等はありませんが、附置義務規定に適合するかご心配な場合は、ご相談ください。

1－8　大規模小売店舗立地法の届出に係る駐輪場の確保

大規模小売店舗（店舗面積 1,000 ㎡超）を新設・変更する場合は、別途「大規模小売店舗立地法」及び「横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱」に基づく手続が必要となり、「横浜市大規模小売店舗立地法運用基準」による設置が求められます。

＜大規模小売店舗立地法に係る協議・問合せ先＞
経済局商業振興課　TEL：045-671-3488
【横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引】（横浜市経済局ホームページ）
https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/horei/horitsu/rittihou/

なお、条例で定められた基準に従い算出した台数の自転車駐車場設置に関する届出は、上記手続とは別に行う必要がありますのでご注意ください。

自転車駐車場の附置等に関する手引　新旧対照表

4　自転車駐車場の設置に関する技術的基準など

4－1　配置

自転車駐車場は、自転車駐車場以外の用途に供する部分と明確に区画して設置し、自転車駐車場の出入口の構造及び設備は、次の基準に適合すること。

ア　利用者又は居住者が容易に視認できる位置に配置すること。
イ　自転車駐車場の周辺を通行する者が、出入りする自転車を容易に視認できる構造とすること。

4－2　駐車区画の構造及び設備

ア　平坦な場所に設置する等、自転車を安全に駐車することができる構造とすること。
イ　自転車1台当たりの駐車区画※1の幅は 0.5 メートル以上で、かつ、奥行きは2メートル以上とすること。ただし、ラック等の特殊な器具を用いる自転車駐車場で、自転車を有効かつ安全に駐車することができると市長が認めるもの※2については、この限りでない。
※1 駐車区画内に支障物がないこと。
※2 ラック等の特殊な器具を設置する場合は、原則として当該器具を製造するメーカーのカタログ等に記載の設置推奨寸法（幅、奥行き、端部離隔距離、ラック間隔、スライドラックの場合はスライド寸法等）を確保すること。
ウ　自転車駐車場内の通路（以下「場内通路」という。）を整備する場合は、区画線の表示その他※3の方法により、駐車区画と場内通路を明確に区分すること。

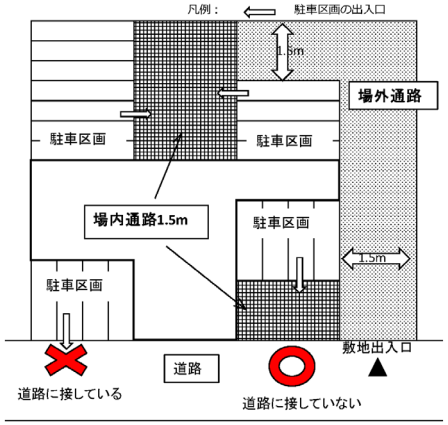

※3 特殊な器具の設置、床仕上げ材による区分など。
エ　駐車区画の出入口を、道路に接して、又はこれに相当する位置に設けないこと。ただし、条例第7条又は第8条第2項の規定により設置する自転車駐車場について、これらの位置に配置することがやむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。

4　自転車駐車場の設置に関する技術的基準など

4－1　配置

自転車駐車場は、自転車駐車場以外の用途に供する部分と明確に区画して設置し、自転車駐車場の出入口の構造及び設備は、次の基準に適合すること。

ア　利用者又は居住者が容易に視認できる位置に配置すること。
イ　自転車駐車場の周辺を通行する者が、出入りする自転車を容易に視認できる構造とすること。

4－2　駐車区画の構造及び設備

ア　平坦（水勾配 1/50～1/100 程度）な場所に設置する等、自転車を安全に駐車することができる構造とすること。
イ　自転車1台当たりの駐車区画※1の幅は 0.5メートル以上で、かつ、奥行きは2メートル以上とすること。ただし、ラック等の特殊な器具を用いる自転車駐車場で、自転車を有効かつ安全に駐車することができると市長が認めるもの※2については、この限りでない。
※1 駐車区画内に支障物がないこと。
※2 ラック等の特殊な器具を設置する場合は、原則として当該器具を製造するメーカーのカタログ等に記載の設置推奨寸法（幅、奥行き、端部離隔距離、ラック間隔、スライドラックの場合はスライド寸法等）を確保すること。
ウ　自転車駐車場内の通路（以下「場内通路」という。）を整備する場合は、区画線の表示その他※3の方法により、駐車区画と場内通路を明確に区分すること。

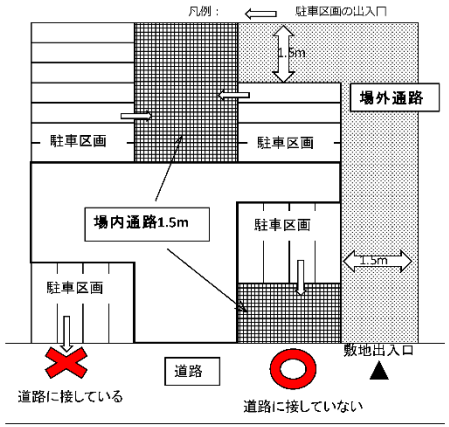

※3 特殊な器具の設置、床仕上げ材（対象となる施設の供用期間中、常時視認できるもの。）による区分など。
エ　駐車区画の出入口を、道路に接して、又はこれに相当する位置に設けないこと。ただし、条例第7条又は第8条第2項の規定により設置する自転車駐車場について、これらの位置に配置することがやむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。

特殊な器具を用いる場合の駐車区画及び場内通路範囲は、以下に示す例を参考に表示してください。

前輪式ラックを使用する場合の参考例
① 配置間隔 ： 当該器具を製造するメーカーが推奨する寸法以上。
② 側面離隔 ： 当該器具を製造するメーカーが推奨する寸法かつ 0.3メートル以上。
③ 前面離隔 ： 当該器具を製造するメーカーが推奨する寸法以上。
④ ラック前端から後輪端（ラック後端が後輪端よりも場内通路側に突出している場合はラック後端）までの寸法。
⑤ 場内通路幅員 ： 当該器具を製造するメーカーが推奨する寸法かつ 1.5メートル以上。

※ご不明な場合は、お手元に当該器具を製造するメーカーのカタログなどをご準備の上ご相談ください。
※駐車区画、場内通路、場外通路の範囲内には、支障物および段差は設けられません。

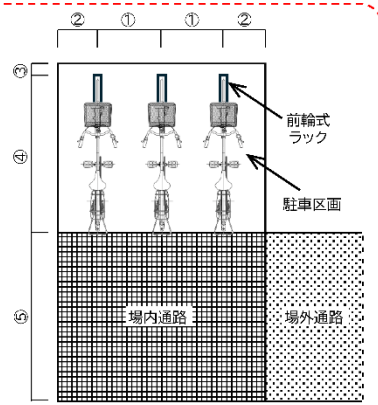

自転車駐車場の附置等に関する手引　新旧対照表

4－3　通路の構造及び設備

ア　場内通路及び自転車駐車場の出入口から道路に通じる通路※4(以下「場外通路」という。)は、段(場外通路にあっては、幅員 0.3 メートル以上の傾斜路を併設したものを除く。)がない等、自転車を安全かつ円滑に移動できる構造とすること。

※4「一団地等の認定(建築基準法第 86 条)」を受けた一団地等の区域内については、一団地等の通路を含む。

イ　場内通路及び場外通路の幅員は、1.5 メートル以上とすること。ただし、場外通路(その構造が直線であるものに限る。)のうち、自転車を安全かつ円滑に移動できると市長が認めるものについては、その幅員を 0.8 メートル以上※5 とすることができる。

※5「1－4　自転車駐車場の設置の届出」（2）施設及び自転車駐車場の配置図に、当該範囲の位置及び寸法を明示のこと

注：斜めラックを使用する場合の場内通路の考え方

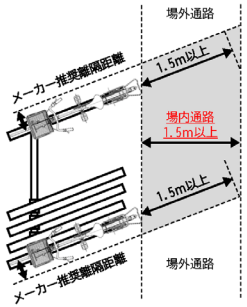

ウ　自転車駐車場を避難階以外の階に設置する場合は、傾斜路(勾配が8分の1を超えないものに限る。)、斜路付階段(階段の一部に傾斜路を設けたものをいう。以下同じ。)(勾配が4分の1を超えないものに限る。)又は昇降機(籠の内法幅が 0.5 メートル以上で、かつ、内法奥行が2メートル以上であるものに限る。)を設置して、自転車を安全かつ円滑に移動できる構造とすること。

エ　場内通路は、自転車の駐車方向に対して後方となる位置に、全ての駐車区画の出入口に接するように設けること。

オ　場外通路内に斜路付階段を設ける場合の斜路部分の幅員は、0.3 メートル以上とすること。

4－4　集客施設における自転車駐車場の位置及び表示設備の設置

ア　自転車駐車場の位置及び当該自転車駐車場への経路を示す表示板※6 を施設の出入口その他利用者の見やすい場所に設置すること。

イ　自転車駐車場の設置者又は管理者の連絡先
及び自転車駐車場の供用時間、自転車の駐車方向
その他の利用方法を記載した表示板を自転車駐車場内に設置すること。

ウ　自転車駐車場の出入口付近に日本産業規格Z8210 号(右図参照)の自転車の図記号を記載した標識を設置すること。

※6 なお、国等におけるアナログ規制見直しの取組に基づき、集客施設においてウェブサイトを作成する場合は、集客施設における現地での掲示に加え、当該ウェブサイト上においても自転車駐車場の位置等の掲載を推奨します。

4－5　共同住宅等における自転車駐車場の位置及び利用方法の表示

居住者が当該自転車駐車場を容易に利用できるようその位置及び利用方法を表示すること。

4－6　自転車駐車場の管理

附置義務による自転車駐車場の設置者(管理者)は、適正な利用を確保するため、駐車中の自転車の整理、巡回監視(集客施設においては誘導員の配置)その他の必要な措置を講ずるよう努めてください。

4－7　所有者等の責務

附置義務規定を負わない建物の所有者であっても、次の努力義務があります。

① 附置義務の適用を受けない規模の共同住宅又は寄宿舎を新築又は増築する場合についても、居住者用の自転車の駐車スペースを確保するため別表第3(う)欄により算定した台数以上の自転車駐車場を設置し、適正に管理するよう努めてください。

② ①の他、別表第1(あ)欄又は別表第3(あ)欄に掲げる用途に供する施設で、附置義務の適用を受けない既存の施設、用途変更により自転車の駐車需要が増加することとなった施設については、当該施設の利用者又は居住者による自転車の駐車スペースを確保するため必要な規模の自転車駐車場を設置し、適正に管理するよう努めてください。

③ 別表第1(あ)欄又は別表第3(あ)欄に掲げる用途に供する施設については、原動機付自転車の駐車施設も、自転車の附置義務規定とは別に設置するよう努めてください。

その他、従業員を雇用する集客施設や事務所などの施設については、従業員による自転車の駐車スペースもあわせて確保するために、必要な規模の自転車駐車場を設置するよう努めてください。

4－3　通路の構造及び設備

ア　場内通路及び自転車駐車場の出入口から道路に通じる通路※4(以下「場外通路」という。)は、段(場外通路にあっては、幅員 0.3 メートル以上の傾斜路を併設したものを除く。)がない等、自転車を安全かつ円滑に移動できる構造とすること。

※4「一団地等の認定(建築基準法第 86 条)」を受けた一団地等の区域内については、一団地等の通路を含む。

イ　場内通路及び場外通路の幅員は、1.5 メートル以上とすること。ただし、場外通路(その構造が直線であるものに限る。)のうち、自転車を安全かつ円滑に移動できると市長が認めるものについては、その幅員を 0.8 メートル以上※5 とすることができる。

※5「1－4　自転車駐車場の設置の届出」（2）施設及び自転車駐車場の配置図に、当該範囲の位置及び寸法を明示のこと。

ウ　自転車駐車場を避難階以外の階に設置する場合は、傾斜路(勾配が8分の1を超えないものに限る。)、斜路付階段(階段の一部に傾斜路を設けたものをいう。以下同じ。)(勾配が4分の1を超えないものに限る。)又は昇降機(籠の内法幅が 0.5 メートル以上で、かつ、内法奥行が2メートル以上であるものに限る。)を設置して、自転車を安全かつ円滑に移動できる構造とすること。

エ　場内通路は、自転車の駐車方向に対して後方となる位置に、全ての駐車区画の出入口に接するように設けること。

オ　場外通路内に斜路付階段を設ける場合の斜路部分の幅員は、0.3 メートル以上とすること。

注：斜めラックを使用する場合の場内通路の考え方

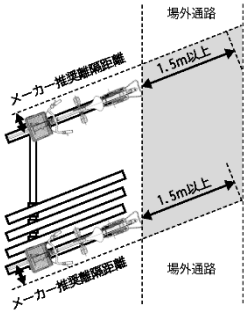

4－4　集客施設における自転車駐車場の位置及び表示設備の設置

ア　自転車駐車場の位置及び当該自転車駐車場への経路を示す表示板※6 を施設の出入口その他利用者の見やすい場所に設置すること。

イ　自転車駐車場の設置者又は管理者の連絡先
及び自転車駐車場の供用時間、自転車の駐車方向
その他の利用方法を記載した表示板を自転車駐車場内に設置すること。

ウ　自転車駐車場の出入口付近に日本産業規格Z8210 号(右図参照)の自転車の図記号を記載した標識を設置すること。

※6 なお、国等におけるアナログ規制見直しの取組に基づき、集客施設においてウェブサイトを作成する場合は、集客施設における現地での掲示に加え、当該ウェブサイト上においても自転車駐車場の位置等の掲載を推奨します。

4－5　共同住宅等における自転車駐車場の位置及び利用方法の表示

居住者が当該自転車駐車場を容易に利用できるようその位置及び利用方法を表示すること。

4－6　自転車駐車場の管理

附置義務による自転車駐車場の設置者(管理者)は、適正な利用を確保するため、駐車中の自転車の整理、巡回監視(集客施設においては誘導員の配置)その他の必要な措置を講ずるよう努めてください。

4－7　所有者等の責務

附置義務規定を負わない建物の所有者であっても、次の努力義務があります。

① 附置義務の適用を受けない規模の共同住宅又は寄宿舎を新築又は増築する場合についても、居住者用の自転車の駐車スペースを確保するため別表第3(う)欄により算定した台数以上の自転車駐車場を設置し、適正に管理するよう努めてください。

② ①の他、別表第1(あ)欄又は別表第3(あ)欄に掲げる用途に供する施設で、附置義務の適用を受けない既存の施設、用途変更により自転車の駐車需要が増加することとなった施設については、当該施設の利用者又は居住者による自転車の駐車スペースを確保するため必要な規模の自転車駐車場を設置し、適正に管理するよう努めてください。

③ 別表第1(あ)欄又は別表第3(あ)欄に掲げる用途に供する施設については、原動機付自転車の駐車施設も、自転車の附置義務規定とは別に設置するよう努めてください。

その他、従業員を雇用する集客施設や事務所などの施設については、従業員による自転車の駐車スペースもあわせて確保するために、必要な規模の自転車駐車場を設置するよう努めてください。

自転車駐車場の附置等に関する手引　新旧対照表

4－8　シェアサイクルポートの取扱い

自転車を賃貸する事業の用に供されるシェアサイクルポート（以下「ポート」という。）は自転車駐車場の一形態であることから、自転車駐車場に包含されるものであり、附置義務対象施設の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保に資するもの※であれば、附置義務台数の中にポートの設置台数を含めても差し支えありません。

※附置義務対象施設の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保に資するポートとして、次のシェアサイクル事業によるものが主な例として挙げられます。

① 横浜市と協定を締結して実施するシェアサイクル事業
② 附置義務対象施設の周辺5km 以内に4箇所以上ポートが配置され、かつ市域内で民有地ポートを合計200 箇所以上有するシェアサイクル事業

また、シェアサイクル以外の個人所有の自転車の駐輪需要とのバランスを考慮し、届出時におけるポート設置台数は、附置義務台数の 2/10 を上限（施設及び自転車駐車場の配置図・平面図等にポートの位置、寸法及び台数を記載）とするようにしてください。なお、建築物所有者又は管理者は、ポート設置後に個人所有の自転車の利用者の多少が判明した場合、適宜、駐輪需要に応じた適切な台数配分の見直しを行ってください。

4－8　シェアサイクルポートの取扱い

自転車を賃貸する事業の用に供されるシェアサイクルポート（以下「ポート」という。）は自転車駐車場の一形態であることから、自転車駐車場に包含されるものであり、附置義務対象施設の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保に資するもの※であれば、附置義務台数の中にポートの設置台数を含めても差し支えありません。（施設及び自転車駐車場の配置図・平面図等にポートの位置、寸法及び台数を記載のこと）

※附置義務対象施設の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保に資するポートとして、次のシェアサイクル事業によるものが主な例として挙げられます。

① 横浜市と協定を締結して実施するシェアサイクル事業
② ①のシェアサイクルポートにおいて、相互利用が可能なシェアサイクル事業
③ 附置義務対象施設の周辺5km 以内に4箇所以上ポートが配置され、かつ市域内で民有地ポートを合計200 箇所以上有するシェアサイクル事業

シェアサイクル以外の個人所有の自転車の駐輪需要とのバランスを考慮し、届出時におけるポート設置台数は、附置義務台数の 2/10 を上限としてください。なお、附置義務台数を超える台数分については、この限りではありません。また、建築物所有者又は管理者は、ポート設置後に個人所有の自転車の利用者の多少が判明した場合、適宜、駐輪需要に応じた適切な台数配分の見直しを行ってください。

以下に横浜市と協定を締結して実施するシェアサイクル事業（上記①）にてシェアサイクルポートを導入する場合の参考図を示します。この参考図の寸法に基づき計画する場合、シェアサイクルポートに係る自転車駐車場の構造図は不要とします。なお、参考図によらない配置検討、設置可否及び設置台数の相談、詳細な設置物などについては、下記協働事業者ホームページよりお問合せの上、検討の早い段階で直接事業者と協議してください。

横浜市と協定を締結して実施するシェアサイクル事業におけるシェアサイクルポート参考図ほか
① 配置間隔 ： 600mm
② 側面離隔 ： 300mm以上
③ 前面離隔 ： 80mm
④ ラック前端から後輪端までの寸法 ：1820mm
⑤ 場内通路幅員 ：1500mm以上

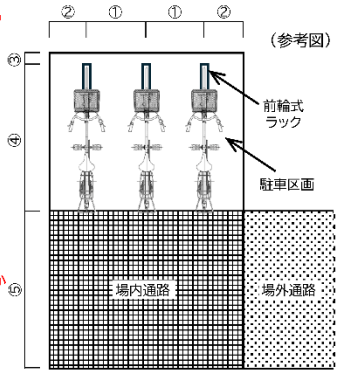

【留意事項等】
・導入メリット ： 機器導入等の費用負担がなく、維持管理についてもシェアサイクル事業者が行います。
・標準設置台数 ： 5 台以上。なお、敷地条件によっては 2 台から設置可能な場合があります。
・駐車区画、場内通路、場外通路の範囲内には、支障物および段差は設けられません。

◆協働事業者ホームページ（問い合わせフォーム）
・株式会社ドコモ・バイクシェア（baybike）
URL:https://www11.webcas.net/form/pub/docomo-cycle/corporation
・OpenStreet 株式会社（HELLO CYCLING）
URL:https://www.hellocycling.jp/station-owner/

自転車駐車場の附置等に関する手引　新旧対照表

~~5　自転車駐車場の工事完了の届出~~

~~「1－4　自転車駐車場の設置の届出」を行い、附置義務による自転車駐車場の設置工事を完了した場合は、完了届を提出してください。なお、自転車駐車場設置(変更)届出書の記載内容から変更が生じた場合は、事前に変更届出書の提出が必要です。~~

~~設置工事完了の届出　⇒　工事完了届(第7号様式)に以下の資料を添付して提出~~
~~添付資料：(1) 適合確認通知書の写し~~
~~(2) 建築基準法に基づく検査済証の写し~~
~~(3) 工事が完了した状況を示す自転車駐車場の写真~~
~~(出入口・通路の幅員・駐車区画・昇降機等の技術的基準に適合していることがわかるもの)~~

~~※「工事完了届出書(第7号様式)」は、ホームページからダウンロードして作成してください。~~

6　条例違反に対する措置命令など

附置義務対象施設でありながら、附置義務台数分の自転車駐車場を設置していない場合や、自転車駐車場が技術的基準を満たしていない場合には、相当の期限を定めて、自転車駐車場の設置や原状回復その他の違反を是正するために必要な措置を取るよう、本市は違反者に対し命じることができます。

※条例施行に必要な限度において、本市は自転車駐車場の所有者等から報告や資料提出を求めるとともに、立入検査する権限を有します。

違　反　事　項	罰　金
附置義務未届出・虚偽の届出	10 万円以下の罰金
本市の検査に対する未提出、虚偽報告、立入拒否	20 万円以下の罰金
違反者への措置命令に対する違反	50 万円以下の罰金

4－9　大型自転車の駐車への配慮

附置義務規定により利用者による自転車の駐車の用に供するための自転車駐車場を設置し、又はその管理をする者は、大型自転車(電動アシスト自転車、幼児二人同乗用自転車等、普通自転車に比して、その形状等により必要とするスペース又は重量が大きい自転車をいう。)の駐車に必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。(条例施行規則第4条の2)

大型自転車の規格については、日本産業規格 D9111 号等をご参照ください。

「大型自転車の駐車に必要な配慮」について、具体例を以下に示します。

・大型自転車を駐車可能な余裕のある駐車区画の計画
・大型自転車に対応可能な特殊な器具の設置
・大型自転車の重量に配慮した駐車区画の計画(平置き駐車区画、二段式でない特殊な器具の設置等)
・大型自転車の操作に配慮し、通路有効幅員等に余裕のある計画
※上記はあくまで一例です。個別の計画に応じて適切に計画いただくようお願いいたします。

5　条例違反に対する措置命令など

附置義務対象施設でありながら、附置義務台数分の自転車駐車場を設置していない場合や、自転車駐車場が技術的基準を満たしていない場合には、相当の期限を定めて、自転車駐車場の設置や原状回復その他の違反を是正するために必要な措置を取るよう、本市は違反者に対し命じることができます。

※条例施行に必要な限度において、本市は自転車駐車場の所有者等から報告や資料提出を求めるとともに、立入検査する権限を有します。

違　反　事　項	罰　金
附置義務未届出・虚偽の届出	10 万円以下の罰金
本市の検査に対する未提出、虚偽報告、立入拒否	20 万円以下の罰金
違反者への措置命令に対する違反	50 万円以下の罰金

自転車駐車場の附置等に関する手引　新旧対照表

7 各種様式

号数	様　式　名　称	備　考
第1号	自転車駐車場設置(変更)届出書(集客施設用)	【本市へ提出】 設置(変更)の届出書
第２号	自転車駐車場設置(変更)届出書(共同住宅等用)	
第３号	自転車駐車場設置(変更)届出書(認定施設等用)	
第４号	適合確認通知書(集客施設用)	【本市の回答】 附置義務を満たしている ことを証する通知
第５号	適合確認通知書(共同住宅等用)	
第６号	適合確認通知書(認定施設等用)	
第７号	工事完了届出書	【本市へ提出】 設置工事の完了届出書
第８号	工事完了届出書(認定施設等用)	
第９号	認定申請書	※条例第 13 条認定施設申請書類
第 10 号	認定通知書	
第11号	不認定通知書	
第12号	認定取消申出書	
第13号	認定取消通知書	
第 14 号	適用除外承認申請書	※条例第 15 条申請書類
第 15 号	適用除外承認通知書	
第 16 号	措置命令書	※条例違反に対する措置命令書

6 各種様式

号数	様　式　名　称	備　考
第1号	自転車駐車場設置(変更)届出書(集客施設用)	【本市へ提出】 設置(変更)の届出書
第２号	自転車駐車場設置(変更)届出書(共同住宅等用)	
第３号	自転車駐車場設置(変更)届出書(認定施設等用)	
第４号	適合確認通知書(集客施設用)	【本市の回答】 附置義務を満たしている ことを証する通知
第５号	適合確認通知書(共同住宅等用)	
第６号	適合確認通知書(認定施設等用)	
第７号	工事完了届出書	【本市へ提出】 設置工事の完了届出書
第８号	工事完了届出書(認定施設等用)	
第９号	認定申請書	※条例第 13 条認定施設申請書類
第 10 号	認定通知書	
第11号	不認定通知書	
第12号	認定取消申出書	
第13号	認定取消通知書	
第 14 号	適用除外承認申請書	※条例第 15 条申請書類
第 15 号	適用除外承認通知書	
第 16 号	措置命令書	※条例違反に対する措置命令書

自転車駐車場の附置等に関する手引　新旧対照表

第1号様式　自転車駐車場設置(変更)届出書(集客施設用)　記載例

第１号様式（第３条第１項関係）（Ａ４）

〇〇年〇〇月〇〇日

自転車駐車場設置（変更）届出書（集客施設用）

横浜市長

届出者（※１）
住所　〇〇－〇〇－〇〇
氏名　〇〇　〇〇

電話　〇〇〇　〇〇〇　〇〇〇〇

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例第 12 条の規定により、届け出ます。

届出の区分		☑新築　□増築
施設	名称	〇〇〇〇
	所在地	〇〇－〇〇－〇〇
	主な用途	小売店舗
	施設面積の合計	〇〇〇〇㎡
	工事着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
	工事完了予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
自転車駐車場	位置及び施設の敷地までの距離	☑施設の敷地内 □施設の敷地外（施設の敷地までの距離　　m）
	規模	自転車：　〇〇台
	附置義務台数	〇〇台
	構造及び設備	☑避難階又は地上部分に設置　□左記以外に設置 ☑平置き　□特殊な器具を用いる
	管理者（※１）	住所　〇〇－〇〇－〇〇 氏名　〇〇　〇〇 電話　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
担当者連絡先		住所　〇〇－〇〇－〇〇 氏名　〇〇株式会社 担当：〇〇 電話　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

注　該当する□にレ印を記入してください。

※１　法人等の場合は、住所は主たる事務所の所在地、氏名は名称及び代表者の氏名

「自転車駐車場の規模の算出計算書」の用途及び合計面積を記載してください。

ラックを使用する場合は「特殊な器具を用いる」に印をつけてください。

管理者を別に置く場合は、当該管理者を記入してください。

届出の手続きを行う方を記載してください。

第1号様式　自転車駐車場設置(変更)届出書(集客施設用)　記載例

第１号様式（第３条第１項関係）（Ａ４）

〇〇年〇〇月〇〇日

自転車駐車場設置（変更）届出書（集客施設用）

横浜市長

届出者（※１）
住所　〇〇－〇〇－〇〇
氏名　〇〇　〇〇

電話　〇〇〇　〇〇〇　〇〇〇〇

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例第 12 条の規定により、届け出ます。

届出の区分		☑新築　□増築
施設	名称	〇〇〇〇
	所在地	〇〇－〇〇－〇〇
	主な用途	小売店舗
	施設面積の合計	〇〇〇〇㎡
	工事着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
	工事完了予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
自転車駐車場	位置及び施設の敷地までの距離	☑施設の敷地内 □施設の敷地外（施設の敷地までの距離　　m）
	規模	自転車：　〇〇台
	附置義務台数	〇〇台
	構造及び設備	☑避難階又は地上部分に設置　□左記以外に設置 ☑平置き　□特殊な器具を用いる
	管理者（※１）	住所　〇〇－〇〇－〇〇 氏名　〇〇　〇〇 電話　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
担当者連絡先		住所　〇〇－〇〇－〇〇 氏名　〇〇株式会社 担当：〇〇 電話　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

注　該当する□にレ印を記入してください。

※１　法人等の場合は、住所は主たる事務所の所在地、氏名は名称及び代表者の氏名

「自転車駐車場の規模の算出計算書」の用途及び合計面積を記載してください。

ラックを使用する場合は「特殊な器具を用いる」に印をつけてください。

未定の場合は、届出者と同じにしてください。

届出の手続を行う方を記載してください。

自転車駐車場の附置等に関する手引　新旧対照表

第2号様式　自転車駐車場設置(変更)届出書(共同住宅等用)　記載例

第２号様式（第３条第１項関係）（Ａ４）

〇〇年〇〇月〇〇日

自転車駐車場設置（変更）届出書（共同住宅等用）

横浜市長

届出者（※１）
住所　〇〇－〇〇－〇〇
氏名　〇〇　〇〇

電話　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例第12条の規定により、届け出ます。

届出の区分		☑新築　□増築	
施設	名称	〇〇〇〇	
	所在地	〇〇－〇〇－〇〇	
	種類	☑共同住宅　□寄宿舎	
	規模	共同住宅	30㎡以下の住戸　：　戸 30㎡超の住戸　：　戸
		寄宿舎	一人用の住室　：　室 複数人用の住室　：　室
	工事着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	
	工事完了予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	
自転車駐車場	規模	自転車：　〇〇台	
	附置義務台数	〇〇台	
	構造及び設備	☑避難階又は地上部分に設置　□左記以外に設置	
		☑平置き　□特殊な器具を用いる	
	管理者（※１）	住所　〇〇－〇〇－〇〇 氏名　〇〇　〇〇 電話　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇	
担当者連絡先		住所　〇〇－〇〇－〇〇 氏名　〇〇株式会社 担当：〇〇 電話　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇	

注　該当する□にレ印を記入してください。

※１　法人等の場合は、住所は主たる事務所の所在地、氏名は名称及び代表者の氏名

ラックを使用する場合は「特殊な器具を用いる」にチェックしてください。

管理者を別に置く場合は、当該管理者を記入してください。

届出の手続きを行う方を記載してください。

第2号様式　自転車駐車場設置(変更)届出書(共同住宅等用)　記載例

第２号様式（第３条第１項関係）（Ａ４）

〇〇年〇〇月〇〇日

自転車駐車場設置（変更）届出書（共同住宅等用）

横浜市長

届出者（※１）
住所　〇〇－〇〇－〇〇
氏名　〇〇　〇〇

電話　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例第12条の規定により、届け出ます。

届出の区分		☑新築　□増築	
施設	名称	〇〇〇〇	
	所在地	〇〇－〇〇－〇〇	
	種類	☑共同住宅　□寄宿舎	
	規模	共同住宅	30㎡以下の住戸　：　戸 30㎡超の住戸　：　戸
		寄宿舎	一人用の住室　：　室 複数人用の住室　：　室
	工事着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	
	工事完了予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	
自転車駐車場	規模	自転車：　〇〇台	
	附置義務台数	〇〇台	
	構造及び設備	☑避難階又は地上部分に設置　□左記以外に設置	
		☑平置き　□特殊な器具を用いる	
	管理者（※１）	住所　〇〇－〇〇－〇〇 氏名　〇〇　〇〇 電話　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇	
担当者連絡先		住所　〇〇－〇〇－〇〇 氏名　〇〇株式会社 担当：〇〇 電話　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇	

注　該当する□にレ印を記入してください。

※１　法人等の場合は、住所は主たる事務所の所在地、氏名は名称及び代表者の氏名

ラックを使用する場合は「特殊な器具を用いる」にチェックしてください。

未定の場合は、届出者と同じにしてください。

届出の手続を行う方を記載してください。

自転車駐車場の附置等に関する手引　新旧対照表

第7号様式　工事完了届出書　記載例

第７号様式（第４条関係）（Ａ４）

〇〇年〇〇月〇〇日

工事完了届出書（集客施設及び共同住宅等用）

横浜市長

届出者（※１）
住所　〇〇－〇〇－〇〇
氏名　〇〇　〇〇

電話　〇〇〇　〇〇〇　〇〇〇〇

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則第６条の規定により、工事が完了したことを届け出ます。

工事完了日	〇〇年〇〇月〇〇日
名称	〇〇〇〇
所在地	〇〇　〇〇　〇〇
自転車駐車場の規模	自転車：　〇〇台
附置義務台数	〇〇台
自転車駐車場の構造及び設備	☑避難階又は地上部分に設置　□左記以外に設置 ☑平置き　□特殊な器具を用いる
自転車駐車場の届出日及び区分	〇〇年〇〇月〇〇日付け　（　　第　　号） 届出の区分　☑設置　□変更
管理者（※１）	住所　〇〇－〇〇－〇〇 氏名　〇〇　〇〇 電話　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
担当者連絡先	住所　〇〇　〇〇　〇〇 氏名　〇〇株式会社 担当：〇〇 電話　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

自転車駐車場の工事が完了した日を記載してください(最後に提出した自転車駐車場設置(変更)届出日及び建築確認における完了検査日以降)。

受付番号または適合確認通知書の番号

最後に提出した自転車駐車場設置(変更)届出日を記載し、該当の区分に印をつけてください。

注　該当する□にレ印を記入してください。

添付図書：適合確認通知書（第４号様式又は第５号様式）の写し
検査済証の写し
完了写真（出入口・通路の幅員等の技術的基準が確認できるもの）
その他

※１　法人等の場合は、住所は主たる事務所の所在地、氏名は名称及び代表者の氏名

第7号様式　工事完了届出書　記載例

第７号様式（第４条関係）（Ａ４）

〇〇年〇〇月〇〇日

工事完了届出書（集客施設及び共同住宅等用）

横浜市長

届出者（※１）
住所　〇〇－〇〇－〇〇
氏名　〇〇　〇〇

電話　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則第６条の規定により、工事が完了したことを届け出ます。

工事完了日	〇〇年〇〇月〇〇日
名称	〇〇〇〇
所在地	〇〇－〇〇－〇〇
自転車駐車場の規模	自転車：　〇〇台
附置義務台数	〇〇台
自転車駐車場の構造及び設備	☑避難階又は地上部分に設置　□左記以外に設置 ☑平置き　□特殊な器具を用いる
自転車駐車場の届出日及び区分	〇〇年〇〇月〇〇日付け　（　　第　　号） 届出の区分　☑設置　□変更
管理者（※１）	住所　〇〇－〇〇－〇〇 氏名　〇〇　〇〇 電話　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
担当者連絡先	住所　〇〇－〇〇－〇〇 氏名　〇〇株式会社 担当：〇〇 電話　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

自転車駐車場の工事が完了した日を記載してください(最後に提出した自転車駐車場設置(変更)届出日及び建築確認における完了検査日以降)。

受付番号または適合確認通知書の番号

最後に提出した自転車駐車場設置(変更)届出日を記載し、該当の区分に印をつけてください。

届出の手続を行う方を記載してください。

注　該当する□にレ印を記入してください。

添付図書：適合確認通知書（第４号様式又は第５号様式）の写し
検査済証の写し
完了写真（出入口・通路の幅員等の技術的基準が確認できるもの）
その他

※１　法人等の場合は、住所は主たる事務所の所在地、氏名は名称及び代表者の氏名